

# 令和8年度 柳井駅南北地下道広告掲出要項

柳井市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環として、柳井駅南北地下道の掲示板に掲出する広告を募集することとし、柳井市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び柳井市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を次のとおり定めることとします。

なお、これによる広告収入は、市の財源として、地下道の維持管理その他の地下道利用者へのサービス向上のため活用します。

## 1 広告の掲出場所

### (1) 所在地

柳井市中央二丁目及び駅南

### (2) 施設名

柳井駅南北地下道（市道柳井駅西公園線） 資料1 位置図のとおり

### (3) 掲出位置

資料2 掲出位置図のとおり

## 2 広告媒体

柳井駅南北地下道内の掲示板

## 3 広告の規格

A1版（縦950mm×横750mm）以内

## 4 募集枠数

6枠（資料2 掲出位置図）

## 5 広告の掲出期間

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年単位での掲出とします。
- (2) 広告の掲出期間内で掲出枠に空きがあるときは、1か月単位での掲出も可能とします。
- (3) 1か月単位で広告を掲出するときの広告掲出開始日は月の初日とし、掲出終了日は月の末日とします。

## 6 広告掲出料

- (1) 1枠当たり月額8,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以上とします。
- (2) 全額を前納していただきます。
- (3) 途中解約に伴う広告掲出料の還付はしません。

## **7 応募資格**

- (1) 掲載基準第5条の各号に定める業種又は事業者ではないこと。
- (2) 柳井市が行う建設工事等の請負等の契約に関する指名停止措置を現に受けていない者であること。

## **8 応募方法等**

- (1) 募集期間
  - ①1年単位での掲出 令和8年1月13日(火)から同年2月27日(金)17時まで
  - ②枠に空きがあるとき 広告掲出開始日の14日前まで
- (2) 応募書類
  - ①柳井駅南北地下道広告掲出申込書（以下「掲出申込書」という。第1号様式）
  - ②広告しようとする内容がわかる原稿案
  - ③市税完納証明書（写し可）
  - ④その他参考となる書類（事業概要等）
- (3) 応募方法  
募集期間内に、応募書類を柳井市建設部都市計画課へ提出してください。（郵送、電子メール等での提出も可）なお、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

## **9 応募に当たっての留意事項**

- (1) 応募に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、当該申込みは無効とします。
- (3) 市が受理した応募書類の内容については、明らかな間違いや軽微な修正を除き、内容を変更することはできません。
- (4) 市が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (5) 応募書類は、「柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例」に基づき、公開することがあります。
- (6) 応募書類を市へ提出後に申込みを撤回する場合は、辞退届（様式自由）を市に提出してください。

## **10 1年単位での広告主の決定及び通知**

- (1) 掲出申込書の提出があったときは、応募資格の有無及び申込みに係る広告の内容等を掲載要綱、掲載基準及び本要項（以下「掲載要綱等」という。）により審査します。
- (2) 審査に合格した申込者のうち、最高額の広告掲出料を提示した者を広告主として決定します。
- (3) 最高額の広告掲出料を提示した申込者が複数ある場合は、抽選により広告主を決定することとし、対象者に事前に連絡します。
- (4) 広告主を決定したときは、その結果を全ての申込者に柳井駅南北地下道広告掲出決定通知書（以下「決定通知書」という。第2号様式）により通知します。

## **11 枠に空きがあるときの広告主の決定及び通知**

- (1) 掲出申込書の提出があったときは、応募資格の有無及び申込みに係る広告の内容等を掲載要綱等により審査します。
- (2) 広告主の決定は、審査に合格した申込者のうち、掲出申込書の提出のあった日付による、先着順とします。
- (3) 同一の日付に掲出申込書の提出が複数ある場合は、抽選により広告主を決定することとし、対象者に事前に連絡します。
- (4) 広告主を決定したときは、その結果を全ての申込者に「決定通知書」により通知します。

## **12 承認願等の提出**

- (1) 広告主は、決定通知書に記載の期日までに、柳井駅南北地下道広告掲出承認願（以下「掲出承認願」という。第3号様式）を柳井市建設部都市計画課へ提出してください。（郵送、電子メール等での提出も可）
- (2) 広告掲出後であっても、掲載要綱等に基づき、提出された広告原稿の修正をお願いすることがあります。

## **13 広告掲出の取消し**

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲出の承認を取り消すことがあります。この場合において、既に広告を掲出しているときは、速やかに当該広告物を撤去するものとします。
  - ・市の指定する期日までに、掲出承認願を提出しない場合
  - ・市の指定する期日までに、広告掲出料を納付しない場合
  - ・市の行政運営上支障がある場合
  - ・広告主、広告内容等が掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合
- (2) 広告掲出の承認を取り消した場合は、既に納付された広告掲出料は返還しません。ただし、市の都合により広告掲出の承認を取り消す場合は、広告掲出料の一部又は全部を返還します。

## **14 広告主の責務**

- (1) 広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければなりません。
- (3) 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。また、市が当該広告物により損害を被った場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

## **15 免責事項**

市長は、掲出中に生じた広告の汚損、き損、滅失等による損害及び広告の掲出を取り消した場合等に生じた広告主の損害については、その責を負いません。

## **16 注意事項**

- (1) 掲出した広告の内容を変更しようとするときは、柳井駅南北地下道広告掲出承認変更願（第4号様式）に変更後の広告原稿を添えて提出してください。
- (2) 広告の掲出、取外しは、市が行います。
- (3) 広告の維持管理は、広告主の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告主の負担とします。
- (4) 掲示板の鍵は、市が管理し、広告主は広告の掲出及び取外しの際は立会することができます。
- (5) 掲出が終了した広告は、市が廃棄処分します。ただし、広告主が返還を希望するときは、この限りではありません。

## **17 問い合わせ・提出先**

柳井市南町一丁目10番2号

柳井市建設部都市計画課（柳井市役所2階）

電話：0820-22-2111 内線233

FAX：0820-23-5699

E-mail：[toshikeikaku@city-yanai.jp](mailto:toshikeikaku@city-yanai.jp)

開庁時間：月曜～金曜（祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分

資料1 位置図



資料2 掲出位置図



